

こどもの権利条約・こども基本法と 障害のあるこども

2026.4.1

弁護士 定者 吉人

目次

- 1 こどもの権利条約とこども基本法
- 2 障害のある人の権利条約

1 こどもの権利条約とこども基本法

こどもの権利条約

こどもの権利条約とはこどもの権利（人権）に関する条約

1989年 国連総会で決議

1994年 日本、条約を批准し締約国となる。

こどもの権利条約の骨子

1条 「18歳未満の人」をこどもとする

2条から41条 こどもの権利（人権）の内容及びそれぞれの権利について締約国がなすべき措置（施策）を具体的に詳細に明記

そのうち、6条（生きる権利・成長発達権利）、2条（差別されない）、12条（思いをあらわし尊重される権利）、3条（こどもの最善の利益を最優先に）を一般原則と呼ぶ。

42条 締約国には、こどもにもおとなにも権利条約の原則と内容が広く知られるようにする義務がある

締約国の条約実現義務

<4条>

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。

国連こどもの権利委員会による審査

- 1 締約国は、5年ごとに、こどもの権利委員会に対し、締約国による権利条約の実現状況について報告書を提出する義務がある。(44条)。
- 2 こどもの権利委員会は報告書の審査を行う(45条)

こどもの権利委員会の報告書(最終所見)は公表され、だれでも読むことができる。

<こどもの権利条約に書かれたこどもの権利>

こどもの権利条約は、2条から41条で、一般原則、こどもの権利(人権)の内容、それぞれの権利について締約国がなすべき措置(施策)を詳細かつ具体的に明記している。

市民的権利と自由

- 7 氏名や国籍の権利、父母により養育される権利
- 8 国籍・氏名などを保持する
- 13 表現の自由
- 14 結社・集会の自由
- 15 内心の自由
- 16 プライバシーの権利
- 17 情報・資料の活用

暴力を受けない

- 19 暴力を受けない
- 24(3) 健康を害する伝統的な慣習
- 25 収容されたこどもが収容について定期的なチェックを受ける権利
- 28(2) 学校のルールはこどもの権利条約に従うこと
- 34 性的搾取、性的虐待からの保護
- 37(a) こどもに科する刑罰のありかた
- 39 非人道的な扱いなどの被害者のこどもの回復と社会復帰

障害、健康、福祉

- 18(3) 父母が働いているこどもの、放課後サービスを受ける権利
- 23 障害のあるこどもの権利
- 24 健康の権利
- 26 社会保障から給付を受ける権利
- 27(1)–(3) 発達に必要な生活水準の権利
- 33 薬物使用からの保護

家庭環境

- 9 こどもは父母から分離されない
- 10 分離されたこどもと父母の再統合
- 11 こどもの国外移送などの防止
- 20 こどもの家庭環境を確保される権利
- 21 養子縁組

教育、休む、スポーツをしたり、文化的生活や芸術に参加する権利

- 28(1) 学べる権利
- 29(1) 学びの目的
- 31 休む、遊ぶ、スポーツをする、文化的に生活をし、芸術に参加する権利

さまざまな状況にあるこどもの保護

- 22 難民の立場にあるこどもの保護
- 30 少数民族や先住民であるこどもの保護
- 32 経済的に搾取されているこどもの保護
- 35 誘拐され、売買され、取引されるこどもの保護
- 36 すべての搾取からの保護
- 37(b)–(d) 裁判を受けるこどもの権利
- 38 武力紛争下にあるこどもの保護
- 40 犯罪にかかわったこどもと社会復帰の権利

批准以後の日本の状況

日本は締約国になっても、国内法の整備を行わず、なかなかこどもの権利実現のための措置を実行しなかった。

特にこどもが自分に影響があることにつき自由に思いをあらわす権利・それを尊重される権利はほとんど実現せず、こどもの権利委員会から繰り返し実施を勧告された。

大きな一歩 2016年の児童福祉法改正

【改正前の児童福祉法】

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

【改正後】

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されると、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

改正のポイント

こどもを保護の対象から権利の主体とした。

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、

その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

こどもの「意見」の尊重

第2条第1項 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その「意見」が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

しかし、まだ足りない

児童福祉法の改正後の2019年の報告書審査（第4回・第5回合同）でも、こどもの権利委員会から、こどもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるようにと、強く勧告された。

「委員会は、こどもが自己に関わるあらゆる事柄について自由に思いを表わす権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。」

2022年のこども基本法の制定

こども基本法は、こども権利委員会の要請に応える、こどもの権利に関する包括的な法律

2023.4.1 施行された。

<基本法第2条 こどもの定義とこども施策>

1 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、・・・こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

※「こども」とは18歳以下の人をいう。「こども」は18歳以下の人に限らない。

<基本法第1条 目的>

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

「憲法・こどもの権利条約にのっとり」とは

こども基本法は1条に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり・・・社会全体がこども施策に取り組む」と規定している。

「のっとり」とは、則りと書き、あるルールを根拠として従うことをいう。類義語は「依拠する」、「根拠にする」。

特に国や地方公共団体がこども施策を「策定し、実施し」、「反映する」（こども基本法第11条）にあたっては、憲法とこどもの権利条約に書かれた理念や個々のこどもの権利を依拠して行う必要がある。

憲法に書かれたこどもの権利（人権）

- 個人として尊重される（13条）
- 幸福追求の権利（13条）
- 差別されない（14条）
- 内心の自由（19条、20条）、表現の自由（21条）
- 健康で文化的な・・・生活をする権利（25条） など

こどもの権利条約に書かれたこどもの権利
先述の通り。

<第3条>

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない

い。

以下、1号から6号まで。

こども基本法の基本理念

すべてのこどもは、

1号 個人として尊重され、差別されない（憲法13条、同14条、こどもの権利条約の2条）

2号 福祉に係る権利が等しく保障され、教育を受ける機会が等しく与えられる（条約の6条＝生命、生存及び発達に対する権利）

3号・4号 「意見」を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保され、その「意見」が尊重される（←条約の12条）

4号 最善の利益が優先して考慮される（←条約の3条）

5号 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保する・・・（←こどもの権利条約の7条、9条、18条、20条など）

6号 子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

国や地方公共団体の実施義務

<第4条> 国は、前条（第3条）の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

<第5条> 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、

国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

こども施策にこども等の「意見」を反映させる

<基本法第 11 条>

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の「意見」を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども基本法とこどもの権利条約を広く知らせる

<こども基本法 第 15 条>

国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

参考：<こどもの権利条約 第 42 条>

日本は、この条約の中心となる考え方や条文を、おとなにもこどもにも、広く知らせることを約束する。

こどもの権利条約とこども基本法は

障害のあるこどもにももちろん適用される。

障害のあるこどもは、こどもの権利条約に書かれたすべての権利を持つ。

障害のあるこどももこどもの権利条約を知ることが大事

障害のあるこどもは、こどもの権利条約に書かれた自分の権利を知り、権利を主張できること、および自分の権利を主張する方法を学ぶ機会が提供

されるべき。

また、障害のあるこどもに影響を及ぼす取り組みをする人は、こどもの権利条約に書かれた権利をしっかりと理解し、実践する義務がある。

2 障害のある人の権利条約

障害のある人の権利に関する条約（障害者の権利条約）

2006年12月13日に国連総会で採択、
2008年に発効し、
日本は2014年に批准。

Convention on the Rights of Persons with Disabilities
以下ではCRPDと略す。

第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

(a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

(b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。

(d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。

(e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。

(f)～(i) 略

第10条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第5条 平等及び無差別

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第6条 障害のある女性

1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使

し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適切な措置をとる。

第7条 障害のあるこども

1 締約国は、障害のあるこどもが他のこどもとの平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

2 (略)

3 締約国は、障害のあるこどもが、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の思いを表明する権利 (the right to express their views freely on all matters affecting them) 並びにこの権利を実現するための適切な支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のあるこどもの思いは、他の児童との平等を基礎として、重く受け止められなくてはならない。

第22条 プライバシーの尊重

1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなるを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第24条 学べる権利

1 締約国は、障害者の学べる権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の学べる制度及び生涯学習を確保する。当該学べる制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化するこ

と。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な学べる制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等学校から又は中等学校から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高くかつ無償の初等学校での学びを享受することができること及び中等学校での学びを享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な学びを容易にするために必要な支援を一般的な学べる制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3以下 略

第17条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者と同様に、その体と心を、そのまま尊重される権利を有する。

CRPDを実施する国内法（こどもに関連するもの）

「障害者基本法」（2011年の改正）

1 障害の定義の見直し：従来の医学モデルから、社会モデルに転換した。

障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身

の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。(第2条1号)

2 「差別の禁止」の明記：

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。(第4条第1項)

3 合理的配慮（障害者が他の者と平等に権利を享受するために必要な調整や変更）の考え方の導入

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。(第4条第2項)

障害者差別解消法（2013年制定、2016年施行）

障害者基本法第4条を受けて、より具体的な各分野での差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務を定めた法律。

国や地方公共団体などの行政機関等、および民間事業者が、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したりすることを禁止。

当初は合理的配慮の提供義務が課されたのは国の行政機関・地方公共団体だけだったが、2021年に改正が行われ、2024年4月1日からは民間事業者にも課された。

これにより社会のあらゆる分野で障害者への差別解消に向けた取り組みが本格的に求められるようになった。

インクルーシブ教育への移行は未完了

日本においては、特別な教育的支援を必要とするこどもの大部分が、特別

支援学級や特別支援学校など、他の子どもと分離した場で学んでいるのが現状。

国連の障害者権利委員会（CRPD を監視・審査する機関）は、総括所見（2022 年）において、インクルーシブ教育とは、原則として障害の有無にかかわらず、すべての子どもが同じ学校・同じ教室で学ぶことを指す、として、日本に対し、分離を伴う教育制度（特別支援学校や特別支援学級）を廃止し、一般教育制度においてインクルーシブ教育を推進するための明確なロードマップと期限を設定することを強く勧告した。

障害のある人の権利に関する条約も障害のある子どもにも当然適用される。

障害のある子どもは、障害のある人の権利に関する条約（障害のある人の権利条約）に書かれたすべての権利を持つ。

障害のある子どもに影響を及ぼす取り組みをする人は、障害のある人の権利条約に書かれたすべての権利を理解し、実践する義務がある。

障害のある子どもも障害のある人の権利条約を知ることが大事

障害のある子どもは、障害のある人の権利条約に書かれた自分の権利を知り、権利を主張できること、および自分の権利を主張する方法を学ぶ機会が提供されるべき。

また、障害のある子どもに影響を及ぼす取り組みをする人は、障害のある人の権利条約に書かれた権利についてもしっかり理解し、実践する義務がある。